

# 金融ADR制度への対応

## 当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客さまからの相談・苦情等(以下「苦情」という。)を最寄りの営業店又はコンプライアンス統括部で受け付けています。

- ① 苦情のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
- ② 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
- ③ 苦情のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。

苦情は営業店又は次の担当部署へお申し出ください。

西中国信用金庫 コンプライアンス統括部	
住所	〒750-0016 山口県下関市細江町一丁目1番8号
電話番号	0120-67-5563(フリーダイヤル)
受付日時	9:00~17:45(信用金庫営業日)
受付媒体	電話、手紙、面談

※お客さまの個人情報等は苦情の解決を図るため、また、お客さまのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

- ④ 当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情のお申し出を受け付けています。詳しくは最寄りの営業店又は上記コンプライアンス統括部にご相談ください。

全国しんきん相談所(一般社団法人全国信用金庫協会)	
住所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1丁目3番7号
電話番号	03-3517-5825
受付日時	月~金(祝日、12月31日~1月3日を除く) 9:00~17:00
受付媒体	電話、手紙、面談

- ⑤ 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という。)が設置運営する仲裁センター等が紛争の解決を図ることも可能ですので、コンプライアンス統括部又は上記「全国しんきん相談所」へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。

東京三弁護士会			
名称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1丁目1番3号	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1丁目1番3号	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1丁目1番3号
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日時	月~金(祝日、年末年始除く) 9:30~12:00、13:00~15:00	月~金(祝日、年末年始除く) 10:00~12:00、13:00~16:00	月~金(祝日、年末年始除く) 9:30~12:00、13:00~17:00

- ⑥ 東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の(1)の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。  
なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所又は当金庫コンプライアンス統括部にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページ又は当金庫ホームページをご覧ください。

### (1) 現地調停

東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。

例えばお客さまは山口県弁護士会の仲裁センター等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話いただくことにより、手続きを進めることができます。

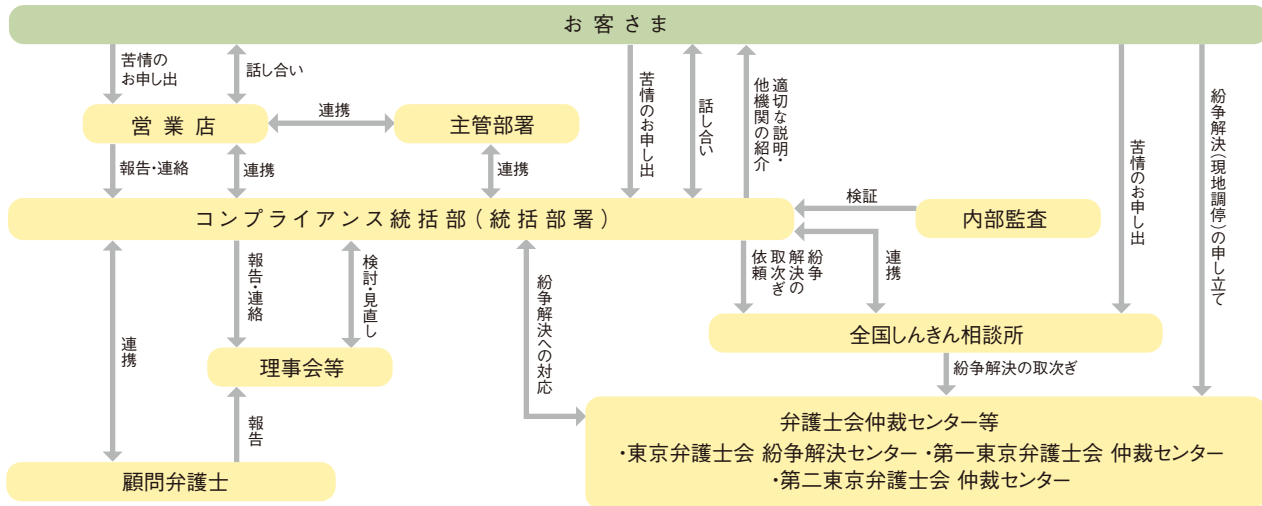
### ⑦ 当金庫の苦情の対応

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情の解決を図り、もって当金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めます。

- (1) 営業店及び各部署に苦情処理責任者を配置するとともに、コンプライアンス統括部がお客さまからの苦情を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
- (2) 苦情のお申し出について事実関係を把握し、営業店、関係部署及びコンプライアンス統括部が連携したうえ、速やかに解決を図るよう努めます。
- (3) 苦情の解決に向けて進捗管理を行うとともに、苦情のお申し出のあったお客さまに対し、必要に応じて手続きの進行に応じた適切な説明を、営業店、主管部署又はコンプライアンス統括部から行います。

- (4) お客さまからの苦情のお申し出は、「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します。
- (5) 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する「仲裁センター」等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
- (6) お申し出のあった苦情を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。
- (7) 苦情への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。
- (8) 苦情に対応するため、関連規程等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
- (9) お客さまからの苦情は、業務改善・再発防止等の必要な措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしていきます。

## ⑧ 西中国信用金庫 苦情への取組体制



## 金融商品取引法への対応

平成19年9月に、金融商品取引法の施行とともに金融商品の販売等に関する法律（金融商品販売法）などの関連する法令の一部改正が行われました。

これらは元本割れが生じる可能性がある金融商品を購入しようとする利用者の保護が主な目的であり、金融機関がこれらの法律等で適用される金融商品の勧誘・販売にあたっては、お客さまの状況に応じた対応が求められることになりました。

## 対象となる金融商品

- 元本割れが生じるリスクがある預金（外貨預金）等
- 国債、地方債、投資信託等
- 投資性が強い保険商品（変額年金保険、外貨建保険等）等

## 金融商品販売に係る勧誘方針

平成13年4月より「金融商品の販売等に関する法律」が施行されました。  
当金庫は、同法律に基づき、商品の勧誘にあたっては下記の方針といたします。

### 勧誘方針

- ①当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
- ②金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
- ③当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修を通じて従業員の知識の向上に努めます。
- ④当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
- ⑤金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点がございましたら、窓口までお問い合わせください。

当金庫は、確定拠出年金運営管理機関として、確定拠出年金法上の「企業型年金に係る運営管理業務のうち運用の方法の選定及び加入者等に対する提示の業務」及び「個人型年金に係る運営管理機関の指定もしくは変更」に関しても、金融商品の販売等に関する法律に基づき定めた当金庫の上記「勧誘方針」を準用します。